

香川高等専門学校キャリアサポートセンター規程

平成23年5月26日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第18条第2項の規定に基づき、香川高等専門学校キャリアサポートセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、香川高等専門学校（以下「本校」という。）における学生の就職及び進学に関する指導・あつせんを行うとともに、学生の校外実習を促進する等学生のキャリア形成を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生の就職指導、あつせん及び推薦に関すること。
- 二 学生の進学指導及び推薦に関すること。
- 三 企業合同面談会及びインターンシップ企業合同説明会の開催に関すること。
- 四 学生の校外実習に関すること。
- 五 その他センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもつて組織する。

- 一 センター長
 - 二 副センター長
 - 三 センター員
- 2 センターに、高松キャンパスキャリアサポートセンター及び詫間キャンパスキャリアサポートセンター（以下「各キャンパスセンター」という。）を置く。

(センター長)

第5条 センター長は、本校の教授及び准教授の中から校長が任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本校の教授及び准教授の中から校長が任命する。

- 2 前項の副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 第1項の副センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター員)

第7条 センター員は、本校の教職員の中から校長が任命する。

- 2 前項のセンター員は、センター長の命を受け、センターの業務を処理する。
- 3 第1項のセンター員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(各キャンパスセンターの組織)

第8条 第4条第2項に定める各キャンパスセンターに、センター長、副センター長及びセンター員を置く。

(各キャンパスセンターのセンター長)

第9条 各キャンパスセンターのセンター長は、第4条第1項第一号のセンター長又は同条同項第二号の副センター長をもつて充てる。

- 2 各キャンパスセンターのセンター長は、各キャンパスセンターの業務を掌理する。

(各キャンパスセンターの副センター長)

第10条 各キャンパスセンターの副センター長は、本校の教員の中から校長が任命する。

- 2 前項の副センター長は、各キャンパスセンターのセンター長を補佐する。
- 3 第1項の副センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(各キャンパスセンターのセンター員)

第11条 各キャンパスセンターのセンター員は、本校の教職員の中から校長が任命する。

- 2 前項のセンター員は、各キャンパスセンターのセンター長、副センター長の下に各キャンパスセンターの業務を処理する。
- 3 第1項のセンター員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第12条 センターの円滑な運営を図るため、香川高等専門学校キャリアサポートセンター委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会に関する事項は別に定める。

(事務)

第 13 条 センターに係る事務は、学務課及び学生課において処理する。

(その他)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 5 月 26 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 香川高等専門学校進路指導室規程（平成 21 年 10 月 1 日制定）は、廃止する。